

「相続税増税時代」の制度と対策

- ・ 相続税計算の基本的な仕組み
- ・ 平成 25 年相続・贈与税の税制改正のポイント
- ・ 教育資金の一括贈与の非課税制度
- ・ 住宅取得のための資金贈与の特例制度
- ・ 相続税対策のための 3 か条

講師

〒102-0071 千代田区富士見 1-4-11-5F

田中宏志税理士事務所

税理士 田 中 宏 志

URL <http://www.tanaka-zeimu.jp/>

平成25年度相続・贈与税の税制改正のポイント

相続税の基礎控除の引下げ及び税率構造の見直し等

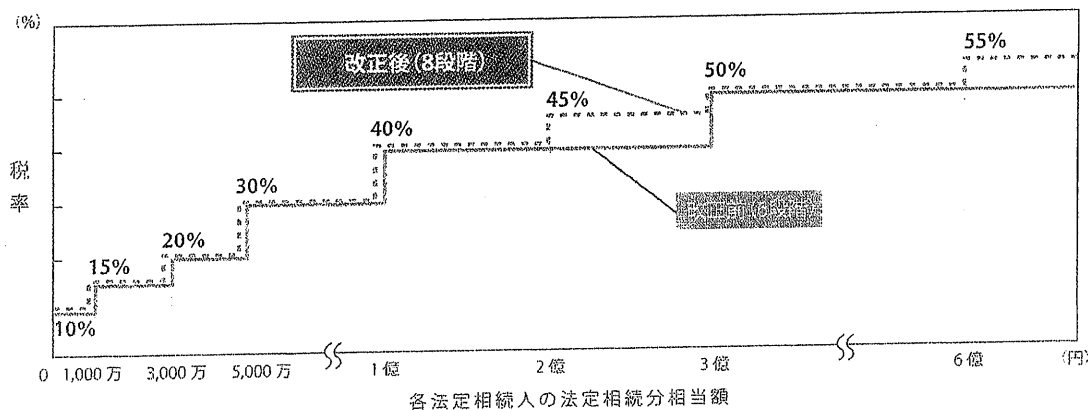
- バブル後の地価の大幅下落等への対応、格差の固定化の防止等の観点から、相続税について、基礎控除を引き下げるとともに、最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しを行います。
[平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用します。]
- 相続税の基礎控除の引下げ等と併せて、相続人の居住や事業の継続に配慮する観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、見直しを行います。
[平成27年1月1日(「居住用宅地の適用要件の緩和・柔軟化」については、平成26年1月1日)以後の相続・遺贈について適用します。]

基礎控除の引下げ

改正前
5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数

改正後
3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

税率構造の見直し



参考 相続税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	改正前		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0万円	10%	0万円
3,000万円〃	15%	50万円	15%	50万円
5,000万円〃	20%	200万円	20%	200万円
1億円〃	30%	700万円	30%	700万円
2億円〃	40%	1,700万円	40%	1,700万円
3億円〃			45%	2,700万円
6億円〃	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,700万円

※ 上記の相続税の税率は、各法定相続人の法定相続分相当額を上記の金額に区分して、それぞれの区分に対応する税率を適用して足し合わせる方式(超過累進税率)を採っており、納税者がその負担能力に応じて公平に税を負担する仕組みとなっています。
具体的には、左の表に当てはめることで簡単に計算することができます。

【計算例】相続財産1億円を2人で相続した場合(改正後の場合)

● 法定相続分に応ずる取得金額
 相続財産の合計 基礎控除 法定相続分に応ずる取得金額
 $(1億円 - 4,200万円) \times 1/2 = 2,900万円$

● 法定相続人別の相続税額
 法定相続分に応ずる取得金額 税率 控除額 法定相続人別の相続税額
 $2,900万円 \times 15\% - 50万円 = 385万円$

● 相続税の総額
 $385万円 \times 2人 = 770万円$

■ 未成年者控除・障害者控除の見直し

	改正前	改正後
・未成年者控除	6万円×20歳に達するまでの年数	10万円×20歳に達するまでの年数
・障害者控除	6万円(特別障害者:12万円) ×85歳に達するまでの年数	10万円(特別障害者:20万円) ×85歳に達するまでの年数

■ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

【居住用宅地の適用対象面積の見直し】

改正前	改正後
上限240㎡	上限330㎡

【居住用宅地と事業用宅地を併用する場合の限度面積の拡大】

限定的に併用が認められていた居住用宅地と事業用宅地について、完全併用(それぞれの限度面積(居住用:330㎡(改正後)、事業用:400㎡))に適用を拡大します(貸付用は除きます)。

改正前	改正後
限定併用	完全併用
居住用:240㎡ ←	居住用:330㎡ ←
事業用:400㎡ ←	事業用:400㎡ ←
繰入れ	完全併用
最大400㎡	最大730㎡

【居住用宅地の適用要件の緩和・柔軟化】

<二世帯住宅に居住していた場合の取扱い>

二世帯住宅については、内部で行き来ができるか否かにかかわらず、同居しているものとして、特例の適用ができるようにします。

<老人ホームに入所した場合の取扱い>

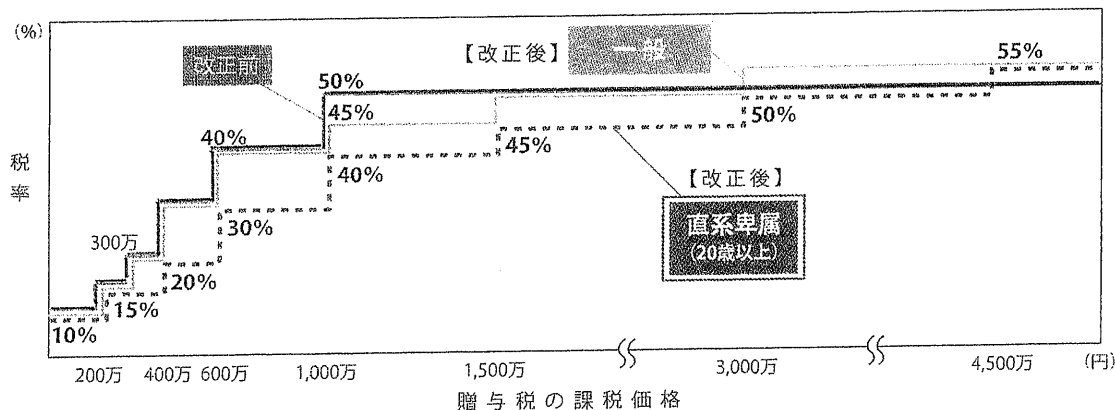
老人ホームに入所したことにより被相続人が居住しなくなった家屋の敷地については、以下の要件の下で、相続の開始の直前において被相続人が居住していたものとして、特例の適用ができるようにします。

- ①被相続人に介護が必要なため入所したものであること。
- ②居住しなくなった家屋が貸付けなどの用途に供されていないこと。

贈与税の見直し

- 高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促進し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点から、贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和する見直しを行います。
- 相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を引き下げ、受贈者に孫を加える拡充を行います。
〔平成27年1月1日以後の贈与について適用します。〕

■ 税率構造の緩和(暦年課税)



参考 贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	改正前		改正後			
	税率	控除額	一般		直系卑属	
			税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0万円	10%	0万円	10%	0万円
300万円〃	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
400万円〃	20%	25万円	20%	25万円		
600万円〃	30%	65万円	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円〃	40%	125万円	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円〃	50%	225万円	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円〃			50%	250万円	45%	265万円
4,500万円〃			50%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	400万円	55%	640万円

※ 上記の贈与税の税率は、課税価格を上記の金額に区分して、それぞれの区分に対応する税率を適用して足し合わせる方式(超過累進税率)を採っており、納税者がその負担能力に応じて公平に税を負担する仕組みとなっています。
具体的には、左の表に当てはめることで簡単に計算することができます。

(計算例) 直系尊属から500万円の贈与を受けた場合
(改正後の場合)

$$\text{基礎控除後の課税価格} \quad \text{税率} \quad \text{控除額} \quad \text{贈与税額}$$

$$(500万円 - 110万円) \times 15\% - 10万円 = 48.5万円$$

■ 相続時精算課税制度の対象者の見直し

改正前

受贈者: 20歳以上の推定相続人
贈与者: 65歳以上の者



改正後

受贈者: 20歳以上の推定相続人及び孫
贈与者: 60歳以上の者

参考 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度とは、贈与者から贈与を受けた財産について、2,500万円までは贈与時の贈与税は非課税(2,500万円を超える部分については20%の税率で贈与税が課税)とされ、その贈与者が亡くなった場合には、その贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額を合算して、相続税として精算(本制度により納付した贈与税額については相続税額から控除)する制度です。

祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

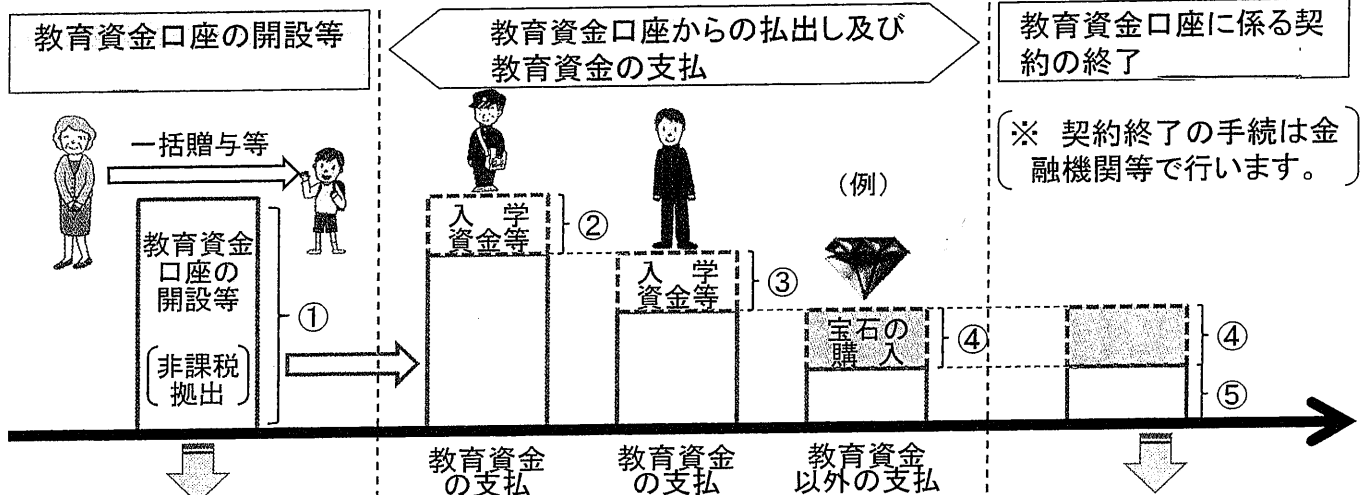
制度の概要

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、個人（30歳未満の方に限ります。以下「受贈者」といいます。）が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等では有価証券を購入した場合（以下、これら①～③の場合を「教育資金口座の開設等」といいます。）には、これらの信託受益権又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

その後、受贈者が30歳に達するなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拋出額※1から教育資金支出額※2（学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額がその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととされます。

※1「非課税拋出額」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,500万円を限度とします。）をいいます。

※2「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、教育資金として支払われた事実が領収書等により確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。



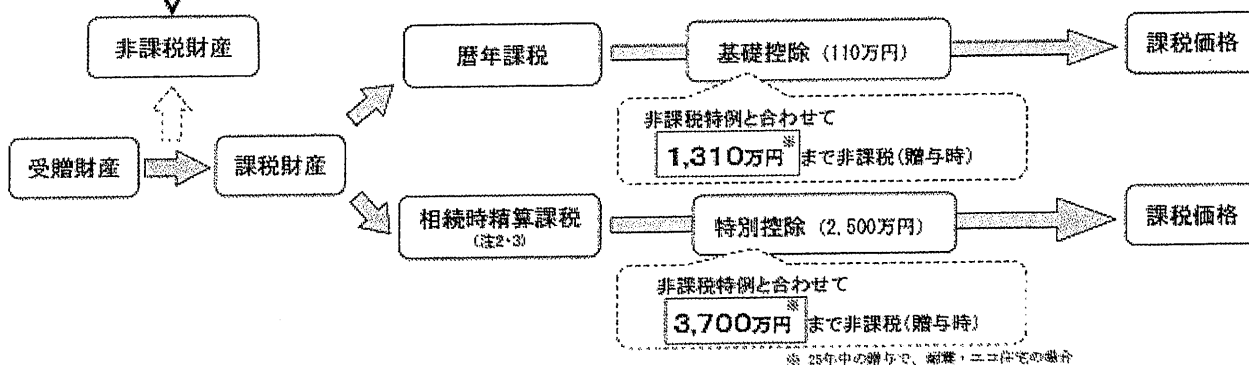
制度の内容	1,500万円まで非課税		非課税拋出額－教育資金支出額[$((1)-(2)-(3)) = ((4)+(5))$]について贈与があったこととされる
	金融機関等での手続 (税務署での手続不要) 教育資金非課税申告書を提出		金融機関等での手続 (税務署での手続不要) 教育資金として支出したことを証する書類 (領収書等)を提出

住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置(平成25年)

○ 非課税枠(注1)			
	平成24年	平成25年	平成26年
耐震・エコ住宅	1,500万円	1,200万円	1,000万円
一般住宅	1,000万円	700万円	500万円

・耐震住宅…耐震等級2以上又は免震建築物に該当する住宅
 ・エコ住宅…省エネ等級4の住宅
 (対象住宅の床面積：50㎡以上240㎡以下)

○ 受贈者：20歳以上の者
 合計所得金額2,000万円以下
 ○ 贈与者：受贈者の直系尊属(年齢要件なし)
 ○ 暦年課税適用者と相続時精算課税適用者の双方が利用可能



(注1) 東日本大震災の被災者については、1,500万円又は1,000万円の非課税枠が3年間継続し、床面積の上限なし。

(注2) 贈与者の年齢要件に係る相続時精算課税の特例(贈与者の年齢が65歳未満の場合でも相続時精算課税の適用が可能)の適用期限は、平成26年12月31日。

(注3) 相続時精算課税制度を選択した場合、相続時に他の相続財産と合わせて相続財産として相続税で精算する必要がある。